

議案第 8 3 号

さいたま市同和対策審議会条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市同和対策審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 3 年 6 月 8 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市同和対策審議会条例の一部を改正する条例

さいたま市同和対策審議会条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 8 3 号）の一部を
次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（組織） 第 3 条 審議会は、委員 <u>1 2 人以内</u>をもって組織し、 <u>次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</u></p> <p><u>学識経験を有する者 6 人以内</u> <u>関係団体の代表者 6 人以内</u></p>	<p>（組織） 第 3 条 審議会は、委員 <u>6 人以内</u>をもって組織し、 <u>学識経験を有する者のうちから市長が委嘱し、又 は任命する。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。